

個別規程 IIJ ID サービス

令和2年11月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(最低利用期間)

IIJ ID サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ ID サービス契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

第2条(利用資格)

IIJ ID サービスを利用するには、当社が指定する当社サービスの契約者である必要があります。

2 統合 Windows 認証マルチリージョンオプションを利用するには、統合 Windows 認証オプションに係る IIJ ID サービスの契約者である必要があります。

第3条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ ID サービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) 外部サービス連携オプション

次に掲げる機能を提供する、当社が定める仕様に基づくオプション

- (i)当社が指定するフェデレーションプロトコルを介するサービス又はアプリケーションと当社が指定する当社サービスの契約アカウントとの認証連携機能
- (ii)当社が指定するプロビジョニングプロトコルを介するサービス又はアプリケーションと当社が指定する当社サービスの契約アカウントとの ID 連携機能

(2) 多要素認証オプション

次に掲げる機能を提供する、当社が定める仕様に基づくオプション

- (i) FIDO2 認証機能(W3C Web 認証仕様及び当該認証仕様に対応する FIDO アライアンスの Client-to-Authenticator Protocol (CTAP) で構成された認証機能)を利用した多要素認証機能
- (ii)IIJ ID サービスの対象となるアカウントについて、契約者の移動無線機器(当社の開発にかかるアプリケーションをインストールしたもの。以下、当該アプリケーションを「IIJ SmartKey (ソフトウェア)」といいます。)を利用した多要素認証機能(以下、「IIJ SmartKey 認証機能」といいます。)
- (iii)電子メールを利用したワンタイムパスワードによる多要素認証機能
- (iv)デバイス証明書を利用した多要素認証機能

(3) 統合 Windows 認証オプション

IIJ ID サービスの対象となるアカウントについて、統合 Windows 認証機能を提供する、当社が定める仕様に基づくオプション

(4) 統合 Windows 認証マルチリージョンオプション

統合 Windows 認証オプションの契約者に対し、当該オプションの冗長化を図るための基盤を提供するものであって、当社が定める仕様に基づくオプション

3 契約者は、多要素認証オプションにおける FIDO2 認証機能を利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

(1) FIDO2 に対応したブラウザの用意

(2) FIDO2 に対応した認証器の用意

(3) 前 2 号に定める事項のほか、当社が個別に指定するもの

4 契約者は、多要素認証オプションにおける IIJ SmartKey 認証機能を利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

(1) IIJ SmartKey 認証機能の対象とする移動無線機器の用意

(2) IIJ SmartKey 認証機能の対象とする移動無線機器の設定

(3) IIJ SmartKey(ソフトウェア)の移動無線機器へのインストール

(4) 当社が指定する方法による IIJ SmartKey 認証機能を利用するために必要な設定

(5) 前 4 号に定める事項のほか、当社が個別に指定するもの

5 外部サービス連携オプションは、次に掲げる機能が利用できることを保証するものではありません。

(1) 当社が指定するフェデレーションプロトコルを介するサービス又はアプリケーションと当社が指定する当社サービスの契約アカウントとの認証連携機能

(2) 当社が指定するプロビジョニングプロトコルを介するサービス又はアプリケーションと当社が指定する当社サービスの契約アカウントとの ID 連携機能

6 外部サービス連携オプションについて、当社が指定するフェデレーションプロトコル又はプロビジョニングプロトコルを介するサービス又はアプリケーションに起因する事由によりサービスが利用できなくなる場合、当社はかかる場合の責任を負いません。

7 多要素認証オプションにおける IIJ SmartKey 認証機能の提供に関し当社が利用する第三者のサービスにより、多要素認証オプションが利用できない又は利用に係る機能が制限される可能性があります。当社は、当該場合において契約者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。また、当社は、IIJ SmartKey(ソフトウェア)に起因するいかなる事象(IIJ SmartKey(ソフトウェア)の仕様変更による場合を含みます。)についても、契約者に対して責任を負いません。

8 オプションサービスの利用における最低利用期間はありません。

9 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第4条(解除の効力が生ずる日)

IIJ ID サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 前項にかかわらず、IIJ ID メールアドレス連携オプションに係るIIJセキュアMXサービスとIIJ ID サービスを同時に利用している場合、当該IIJ ID サービスを解除するためには、契約者は、解除時点までに、当該IIJ ID メールアドレス連携オプションの利用を停止している必要があります。

第5条(料金)

契約者が、IIJ ID サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙1のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はIIJ ID サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第6条(保証の限定)

IIJ ID サービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) IIJ ID サービスが常に可用であること
- (2) IIJ ID サービスにより管理されたデータが消失、毀損、破損しないこと及び復元可能であること
- (3) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的の適合性

附則

平成28年3月1日施行

この契約約款は、平成28年3月1日から実施します。

平成29年3月1日変更

1 この契約約款は、平成29年3月1日から実施します。

2 平成 29 年 2 月 28 日以前の契約約款に基づき成立した、Office 365 連携オプションに係る IIJ ID サービス契約は、外部サービス連携オプションに係る IIJ ID サービス契約として有効に存続するものとします。

平成 30 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

平成 31 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

平成 31 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

令和 2 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 11 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ ID サービスにおける料金等 [第 5 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

細目	料金
初期費用	0 円

備考

(1)使用可能 ID 数には当社が定める上限があるものとします。

(2) オプションサービス

オプション名	料金
外部サービス連携オプション	0 円
多要素認証オプション	0 円
統合 Windows 認証オプション	0 円
統合 Windows 認証マルチリージョンオプション	0 円

2 月額費用

(1) 基本サービス

細目	料金
ID 使用料	別途契約者に示す金額

備考

(1)使用可能 ID 数には当社が定める上限があるものとします。

(2) オプションサービス

オプション名	料金
外部サービス連携オプション	別途契約者に示す金額
多要素認証オプション	別途契約者に示す金額
統合 Windows 認証オプション	別途契約者に示す金額
統合 Windows 認証マルチリージョンオプション	別途契約者に示す金額